

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「66万円を」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する政令で定める金額（以下この項及び第23条第1項において「基礎課税限度額」という。）を」に、「、66万円」を「、基礎課税限度額」に改め、同条第3項中「26万円を」を「法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額（以下この項及び第23条第1項において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を」に、「、26万円」を「、後期高齢者支援金等課税限度額」に改め、同条第4項中「17万円を」を「法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額（以下この項及び第23条第1項において「介護納付金課税限度額」という。）を」に、「、17万円」を「、介護納付金課税限度額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が同条第37項に規定する政令で定める金額（以下この項及び第23条第1項において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。）を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、子ども・子育て支援納付金課税限度額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に当該年度分に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率（国民健康保険法第82条の

3 第 1 項の規定により東京都が毎年度算定する市町村標準保険料率であつて、同条第 3 項の規定により通知するもののうち、東大和市の子ども・子育て支援納付金課税額に係るものをいう。以下同じ。)における所得割額に係る率を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第 10 条の 3 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について当該年度分に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率における被保険者均等割額に係る額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額)

第 10 条の 4 第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について当該年度分に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率における 18 歳以上被保険者均等割額に係る額とする。

第 14 条第 1 項中「月割」を「、月割」に改める。

第 23 条第 1 項中「66 万円」を「基礎課税限度額」に、「26 万円」を「後期高齢者支援金等課税限度額」に、「及び同条第 4 項本文」を「、同条第 4 項本文」に、「17 万円」を「介護納付金課税限度額」に、「の合算額とする」を「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税限度額)の合算額とする」に改め、同項第 1 号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 当該被保険者均等割額に 10 分の 7 を乗じて得た額

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 当該 18 歳以上被保険者均等割額に 10 分の 7 を乗じて得た額

第 23 条第 1 項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「地方税法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ロにおいて当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 当該被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 当該18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

第23条第1項第3号中「56万円」を「地方税法施行令第56条の89第2項第2号ハにおいて当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 当該被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 当該18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 未就学児1人につき当該被保険者均等割額（前項の規定による減額が行われた場合にあつては、減額後の被保険者均等割額）に2分の1を乗じて得た額
第23条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額）は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た

額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第9条」の次に「、第10条の2」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。